

一般財団法人家電製品協会の実施する

## 不法投棄未然防止事業協力制度とは

家電4品目（エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機）の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合を製造業者等が助成する制度です。

○対象となる不法投棄未然防止事業とは

監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロール\* 等が対象となります。

\* 自治体職員の人件費は助成の対象となりません。

○不法投棄未然防止事業の実施に際し、以下の助成も実施します\*\*

- ・不法投棄された家電4品目の引渡費用（リサイクル料金）・・・3か月間
- ・不法投棄された家電4品目の撤去にかかる費用

\*\* 引渡し事業のみでは助成の対象となりません。

○自治体に於いて予算化された事業であることが前提となります。

○助成対象の費用については、応募の内容に基づき上限額が設定されます。

○事業の実施期間 毎年 1月～12月（12か月間）

○事業の募集期間 事業前年の 7月初旬～9月中旬

○詳細は [https://www.aeha.or.jp/recycle/fuhou\\_index.html?page=1](https://www.aeha.or.jp/recycle/fuhou_index.html?page=1)

または 一般財団法人家電製品協会 事業協力室

[kyouryoku@aeha.or.jp](mailto:kyouryoku@aeha.or.jp) までお問合せ願います。

# 一般財団法人家電製品協会の実施する 離島対策事業協力制度とは

離島における使用済み家電4品目\*の排出者が負担する製造業者等への引渡に係る収集運搬費用は、海上輸送を伴うことから本土に比して高額となりがちです。そこで、その費用軽減に積極的に取組む自治体を対象に、合理的に算出された1台当りの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度です。助成金は自治体に対し支払われますが、排出者の負担が軽減される仕組みとなっていることが肝要です。

\*エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機

○対象となる海上輸送事業は、以下の2つの形態となります。

- ①自治体自らが（或いは委託して）行う事業（自主事業）
- ②海上輸送を実施する事業者に対し補助金を交付することにより費用の軽減をはかる事業（補助事業）

注）海上輸送に加え、搬出港での船積み、受入港での荷卸しが対象となります。  
費用のうち自治体職員が自ら船積みを行う等の人件費は助成の対象となりません。

○自治体に於いて①または②が予算化された事業（補助事業含）であることが前提となります。

- 事業の実施期間 毎年 1月～12月（12か月間）
- 事業の募集期間 事業前年の 7月初旬～9月中旬

○詳細は [https://www.aeha.or.jp/recycle/ritou\\_index.html?page=1](https://www.aeha.or.jp/recycle/ritou_index.html?page=1)  
または 一般財団法人家電製品協会 事業協力室  
[kyouryoku@aeha.or.jp](mailto:kyouryoku@aeha.or.jp) までお問合せ願います。